

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【公開番号】特開2001-144941(P2001-144941A)

【公開日】平成13年5月25日(2001.5.25)

【出願番号】特願平11-324148

【国際特許分類第7版】

H 04 N 1/387

G 06 T 3/40

H 04 N 1/21

H 04 N 1/393

H 04 N 1/40

【F I】

H 04 N 1/387

H 04 N 1/21

H 04 N 1/393

G 06 F 15/66 3 5 5 A

H 04 N 1/40 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月14日(2005.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

オペレーティングシステムがスキャナドライバを介してスキャナによる原稿画像の読み取り動作を制御可能な情報処理装置であって、

前記スキャナドライバが設定された変倍率に従って読み取った画像データを定倍率に従う画像データに変倍処理する変倍手段と、

前記変倍手段により変倍された画像データと特定画像データとを比較して一致度を判定する判定手段と、

前記判定手段による判定結果に基づいて前記スキャナドライバが読み取った前記画像データに対する所定の画像加工処理を制御する制御手段と、  
を有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記制御手段は、前記判定手段により前記画像データが前記特定画像データにほぼ一致すると判定された場合に、読み取られた画像データとは異なる画像データに加工処理することを特徴とする請求項1記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記制御手段により前記画像データに対して所定の画像加工処理が施された場合に、該画像データが特定画像データに一致するために加工されたことを示す警告メッセージを表示する表示手段を有し、前記制御手段は、前記表示手段により表示された警告メッセージに対するユーザからの画像処理要求に基づき、読み取られて加工されている画像データを破棄することを特徴とする請求項1記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記所定の画像加工処理は、読み取られた画像データの解像度を変換する解像度変換処

理，読み取られた画像データの色調を変換する色変換処理，読み取られた画像データに任意の画像データを付加する画像変換処理を含むことを特徴とする請求項1記載の情報処理装置。

#### 【請求項5】

前記制御手段は、前記表示手段により表示された警告メッセージに対するユーザからの画像処理要求に基づき、特定画像データの読み取り処理状況を検証可能な履歴情報を作成して不揮発性メモリに登録することを特徴とする請求項3記載の情報処理装置。

#### 【請求項6】

前記特定画像データは、複製が法律上禁止されている原稿画像とすることを特徴とする請求項1～3，5のいずれかに記載の情報処理装置。

#### 【請求項7】

前記特定画像データは、あらかじめ更新可能に記憶管理されていることを特徴とする請求項1～3，5，6のいずれかに記載の情報処理装置。

#### 【請求項8】

前記スキャナは、ローカルインタフェースあるいはネットワークインタフェースを介して接続可能とすることを特徴とする請求項1記載の情報処理装置。

#### 【請求項9】

オペレーティングシステムがプリンタドライバを介してプリンタによる画像データの印刷動作を制御可能な情報処理装置であって、

前記プリンタドライバがラスタライズした画像データを定倍率に従う画像データに変倍処理する変倍手段と、

前記変倍手段により変倍された画像データと特定画像データとを比較して一致度を判定する判定手段と、

前記判定手段による判定結果に基づいて前記プリンタドライバがラスタライズした前記画像データに対する所定の画像加工処理を制御する制御手段と、  
を有することを特徴とする情報処理装置。

#### 【請求項10】

前記制御手段は、前記判定手段により前記画像データが前記特定画像データにほぼ一致すると判定された場合に、ラスタライズされた画像データとは異なる画像データに加工処理することを特徴とする請求項9記載の情報処理装置。

#### 【請求項11】

前記制御手段により前記画像データに対して所定の画像加工処理が施された場合に、該画像データが特定画像データに一致するために加工されたことを示す警告メッセージを表示する表示手段を有し、

前記制御手段は、前記表示手段により表示された警告メッセージに対するユーザからの画像処理要求に基づき、ラスタライズされて加工されている画像データを破棄することを特徴とする請求項9記載の情報処理装置。

#### 【請求項12】

前記所定の画像加工処理は、ラスタライズされた画像データの解像度を変換する解像度変換処理，読み取られた画像データの色調を変換する色変換処理，ラスタライズされた画像データに任意の画像データを付加する画像変換処理を含むことを特徴とする請求項9記載の情報処理装置。

#### 【請求項13】

前記制御手段は、前記表示手段により表示された警告メッセージに対するユーザからの画像処理要求に基づき、特定画像データのラスタライズ処理状況を検証可能な履歴情報を作成して不揮発性メモリに登録することを特徴とする請求項11記載の情報処理装置。

#### 【請求項14】

前記特定画像データは、複製が法律上禁止されている原稿画像とすることを特徴とする請求項9～11，13のいずれかに記載の情報処理装置。

#### 【請求項15】

前記特定画像データは、あらかじめ更新可能に記憶管理されていることを特徴とする請求項9～11, 13, 14のいずれかに記載の情報処理装置。

【請求項16】

前記プリンタは、ローカルインターフェースあるいはネットワークインターフェースを介して接続可能とすることを特徴とする請求項9記載の情報処理装置。

【請求項17】

オペレーティングシステムがスキャナドライバを介してスキャナによる原稿画像の読み取り動作を制御可能な情報処理装置の画像処理方法であって、

前記スキャナドライバが設定された変倍率に従って読み取った画像データを定倍率に従う画像データに変倍処理する変倍工程と、

前記変倍工程により変倍された画像データと特定画像データとを比較して一致度を判定する判定工程と、

前記判定工程による判定結果に基づいて前記スキャナドライバが読み取った前記画像データに対する所定の画像加工処理を制御する制御工程と、  
を有することを特徴とする情報処理装置の画像処理方法。

【請求項18】

前記制御工程は、前記判定工程により前記画像データが前記特定画像データにほぼ一致すると判定された場合に、読み取られた画像データとは異なる画像データに加工処理することを特徴とする請求項17記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項19】

前記制御工程により前記画像データに対して所定の画像加工処理が施された場合に、該画像データが特定画像データに一致するため加工されたことを示す警告メッセージを表示する表示工程を有し、

前記制御工程は、前記表示工程により表示された警告メッセージに対するユーザからの画像処理要求に基づき、読み取られて加工されている画像データを破棄することを特徴とする請求項17記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項20】

前記所定の画像加工処理は、読み取られた画像データの解像度を変換する解像度変換処理、読み取られた画像データの色調を変換する色変換処理、読み取られた画像データに任意の画像データを附加する画像変換処理を含むことを特徴とする請求項17記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項21】

前記制御工程は、前記表示工程により表示された警告メッセージに対するユーザからの画像処理要求に基づき、特定画像データの読み取り処理状況を検証可能な履歴情報を作成して不揮発性メモリに登録することを特徴とする請求項17記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項22】

前記特定画像データは、複製が法律上禁止されている原稿画像とすることを特徴とする請求項17～19, 21のいずれかに記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項23】

前記特定画像データは、あらかじめ更新可能に記憶管理されていることを特徴とする請求項17～19, 21, 22のいずれかに記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項24】

オペレーティングシステムがプリンタドライバを介してプリンタによる画像データの印刷動作を制御可能な情報処理装置の画像処理方法であって、

前記プリンタドライバがラスタライズした画像データを定倍率に従う画像データに変倍処理する変倍工程と、

前記変倍工程により変倍された画像データと特定画像データとを比較して一致度を判定する判定工程と、

前記判定工程による判定結果に基づいて前記プリンタドライバがラスタライズした前記

画像データに対する所定の画像加工処理を制御する制御工程と、  
を有することを特徴とする情報処理装置の画像処理方法。

【請求項 25】

前記制御工程は、前記判定工程により前記画像データが前記特定画像データにほぼ一致すると判定された場合に、ラスタライズされた画像データとは異なる画像データに加工処理することを特徴とする請求項24記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項 26】

前記制御工程により前記画像データに対して所定の画像加工処理が施された場合に、該画像データが特定画像データに一致するために加工されたことを示す警告メッセージを表示する表示工程を有し、

前記制御工程は、前記表示工程により表示された警告メッセージに対するユーザからの画像処理要求に基づき、ラスタライズされて加工されている画像データを破棄することを特徴とする請求項24記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項 27】

前記所定の画像加工処理は、ラスタライズされた画像データの解像度を変換する解像度変換処理、読み取られた画像データの色調を変換する色変換処理、ラスタライズされた画像データに任意の画像データを付加する画像変換処理を含むことを特徴とする請求項24記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項 28】

前記制御工程は、前記表示工程により表示された警告メッセージに対するユーザからの画像処理要求に基づき、特定画像データのラスタライズ処理状況を検証可能な履歴情報を作成して不揮発性メモリに登録することを特徴とする請求項26記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項 29】

前記特定画像データは、複製が法律上禁止されている原稿画像とすることを特徴とする請求項24～26、28のいずれかに記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項 30】

前記特定画像データは、あらかじめ更新可能に記憶管理されていることを特徴とする請求項24～26、28、29のいずれかに記載の情報処理装置の画像処理方法。

【請求項 31】

オペレーティングシステムがスキャナドライバを介してスキャナによる原稿画像の読み取り動作を制御可能な情報処理装置に、

前記スキャナドライバが設定された変倍率に従って読み取った画像データを定倍率に従う画像データに変倍処理する変倍工程と、

前記変倍工程により変倍された画像データと特定画像データとを比較して一致度を判定する判定工程と、

前記判定手段による判定結果に基づいて前記スキャナドライバが読み取った前記画像データに対する所定の画像加工処理を制御する制御工程と、

を実行させるためのプログラムを記録したコンピュータが読み取り可能な記憶媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明に係る第9の発明は、オペレーティングシステム(図11に示すオペレーティングシステム702に相当)がプリンタドライバ(図11に示すプリンタドライバ703に相当)を介してプリンタ(図11に示すプリンタ704に相当)による画像データの印刷動作を制御可能な情報処理装置であって、前記プリンタドライバがラスタライズした画像データを定倍率に従う画像データに変倍処理する変倍手段(図11に示す偽造判定処理モ

ジユール 703-3 に相当)と、前記変倍手段により変倍された画像データと特定画像データとを比較して一致度を判定する判定手段(図11に示す偽造判定処理モジュール703-3に相当)と、前記判定手段による判定結果に基づいて前記プリンタドライバがラスタライズした前記画像データに対する所定の画像加工処理を制御する制御手段(図11に示す偽造防止制御モジュール705に相当)とを有するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

本発明に係る第24の発明は、オペレーティングシステム(図11に示すオペレーティングシステム702に相当)がプリンタドライバ(図11に示すプリンタドライバ703に相当)を介してプリンタ(図11に示すプリンタ704に相当)による画像データの印刷動作を制御可能な情報処理装置の画像処理方法であって、前記プリンタドライバがラスタライズした画像データを定倍率に従う画像データに変倍処理する変倍工程(図16に示すステップS1721)と、前記変倍工程により変倍された画像データと特定画像データとを比較して一致度を判定する判定工程(図16に示すステップS1723)と、前記判定工程による判定結果に基づいて前記プリンタドライバがラスタライズした前記画像データに対する所定の画像加工処理を制御する制御工程(図16に示すステップS1713～ステップS1715)とを有するものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正 9】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正 10】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正 11】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】削除

【補正の内容】

**【手続補正 12】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0141

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0141】

**【発明の効果】**

以上説明したように、本発明によれば、オペレーティングシステムがスキャナドライバを介してスキャナによる原稿画像の読み取り動作を制御可能な情報処理装置において、前記スキャナドライバが設定された変倍率に従って読み取った画像データに対して定倍率の変倍処理を施した画像データと特定画像データとを比較して一致度を判定し、該判定結果に基づいて前記スキャナドライバが読み取った前記画像データに対する所定の画像加工処理を制御するので、スキャナがプリンタと一体となるような複写システムとして構成されず、スキャナ単体として画像読み取り処理が行える環境においても、複製が禁止されている特定画像に一致するような画像データが変倍されて読み取られた場合でも、読み取られた特定画像に一致する不正な画像データが無意味な画像データとなるように加工処理を施して、複製が禁止された原稿から偽造物が作成されてしまう画像入力処理を確実に防止することができる。